

平成 25 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 25 年 2 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成25年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 9
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 1
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 5
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
○閉 会	5 8

平成25年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成25年2月27日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
7. 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
8. 議案第3号 平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算(第4号)
9. 議案第4号 平成25年度柳泉園組合経費の負担金について
10. 議案第5号 平成25年度柳泉園組合一般会計予算

1 出席議員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細谷祥子 | 2番 梶井琢太 |
| 3番 村山順次郎 | 4番 石塚真知子 |
| 5番 遠藤源太郎 | 6番 安斉慎一郎 |
| 7番 中村清治 | 8番 石川秀樹 |
| 9番 鈴木たかし | |

2 関係者の出席

- | | |
|------|-------|
| 管理者 | 馬場一彦 |
| 副管理者 | 渋谷金太郎 |
| 副管理者 | 丸山浩一 |
| 助役 | 森田浩 |

会計管理者	林 幸 雄
清瀬市都市整備部ごみ減量推進課長	門 田 尚 典
東久留米市環境部長	西 村 幸 高
西東京市みどり環境部長	金 谷 正 夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	佐 藤 元 昭
技術課主幹	鳥 居 茂 昭
資源推進課長	千 葉 善 一
施設管理課長補佐	足 立 淳 史
書記	宮 寺 克 己
書記	濱 田 伸 陽
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

午前10時00分 開会

○議長（遠藤源太郎） おはようございます。開会前に報告を申し上げます。遅参の連絡が安斉慎一郎議員からありましたので、報告を申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについては2月20日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります梶井琢太議員に報告を求めます。

○2番（梶井琢太） おはようございます。

去る2月20日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成25年第1回柳泉園組合議会

定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成25年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」、「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第8、議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので一括議題として審議し、個々に採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） どうもありがとうございました。

報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いた

します。

3番、村山順次郎議員、4番、石塚真知子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。まず施政方針を行います。

○管理者（馬場一彦） おはようございます。

本日、平成25年第1回柳泉園組合議会定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、御案内のとおり、条例及び平成25年度予算案など5件の議案を御提案申し上げさせていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、施政方針を申し上げます。

平成25年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成25年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、昨年「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、小型家電リサイクル法を制定しました。また、今年の秋には、国境を越えて広がる水銀汚染と健康被害を防ぐため、水銀の輸出や含有製品の販売を原則として禁じる「水銀条約」が国際会議で結ばれることが予定されております。

関係市においては、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収

集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応を行っております。また、小型家電リサイクル法への対応は、既に一部地域において行われております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うよう努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

歳入については、昨年春ごろは資源回収物の流通が回復し、売り払い価格は上昇しておりましたが、夏ごろから売り払い価格が大幅に下落したことにより、平成25年度予算の資源回収物の売り払い収入が減、事業系一般廃棄物の搬入量が減少したことにより、ごみ処理手数料収入が減となりました。また、これらの理由により平成24年度の資源売り払い収入が減となったことから、繰越金が大幅に減となり、負担金以外の歳入は前年度に比べ1億1,800万円ほど減となりました。

一方、歳出において、クリーンポートをはじめ各施設の維持補修費などを必要最小限に抑えたこと、起債の償還が1件終了したことにより、歳出は前年度に比べ1億4,100万円ほど減額となりました。これにより、平成25年度の負担金は前年度と比べ2,311万5,000円、1.2%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から関係市との人事交流を行ってまいりましたが、退職者の欠員分は原則補充を行っていないことから職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市への交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行ってまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年、定年退職者及び普通退職者の欠員分は人件費抑制のため原則補充は行わないこととしており、新規職員の採用を抑制しております。この欠員分については、再任用職員の積極的な活用、また嘱託職員を採用することにより対応してまいりました。昨年12月に職員2名が退職したことによる欠員分については、平成25年度に新たに嘱託職員2

名の採用を予定しております。

平成25年度の職員数は、職員39人、再任用職員2人と嘱託職員6名の47人体制といたします。

職員の採用計画ですが、原則退職者不補充としておりますが、将来において安定した組織を維持するためには、職員の年齢構成に配慮した人員を確保しなければなりません。平成21年度に1名採用して以来、職員は採用しておりませんでした。平成26年度には職員1名の採用を予定しております。このため、平成25年度には職員採用試験を予定しており、その経費として12万円を計上しております。

次に、平成25年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成23年度の決算額及び24年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費、委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成23年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

次に、平成25年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成24年度と比較して82トン、0.1%減の6万4,632トンを見込んでおります。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、平成25年度においても経年劣化している重要部品の交換等を実施いたします。

発電計画につきましては、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されることから、一昨年の夏から実施している昼間の焼却量をふやし、夜間の焼却量を抑える運転を本年度も継続してまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、クリーンポートから生じる焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定、敷地境界の空間線量の測定が義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。また、測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成24年度と比較して952トン、11.2%減の7,563トンを見込んでおり

ます。なお、関係市において、容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して、6,118トン、44.7%の減となります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として再利用することにより、不燃物の埋め立て計画はございません。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成24年度と比較して200トン、2.5%増の8,168トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等をした上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラスについても、建設資材等として加工し再利用することにより埋め立て計画はございません。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成24年度と比較して146キロリットル、9.0%減の1,473キロリットルを見込んでおり、処理後の排水については15倍程度に希釈した上で下水道放流をいたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様にご快適に施設を利用していただけるよう努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

クリーンポートは、稼動開始から12年が経過しており、施設の安定稼動や延命化を図るためには、大規模補修や重要機器の基幹的整備が必要であります。今後の大規模補修や基幹的整備補修など、その具体的な整備計画について検討してまいりたいと考えております。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化の状況、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びにし尿の搬入量等を見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期について関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

また、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、災害廃棄物の受け入れについて申し上げます。

宮城県女川町災害廃棄物の受け入れにつきましては、組合議会、組合周辺自治会及び関係市住民の皆様のご御理解により、被災地の1日も早い復興を支援するため、昨年9月10日から受け入れ処理を行っております。皆様のご御協力に対しまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。女川町では、災害廃棄物の推計量の見直しを再度行った結果、本年4月以降は広域処理を依頼することなく、おおむね処理の見通しが立ったとのことですので。これにより、女川町からの受け入れ処理は、当初の予定どおり本年3月をもって終了いたします。

以上をもちまして、平成25年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様のご御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。平成25年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（遠藤源太郎） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） 職員の人事異動がございましたので、御紹介させていただきたいと思っております。

今回新たに柳泉園組合副管理者となられました丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） 丸山です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、本年1月1日付で組合職員の人事異動を行いましたので、御紹介いたします。

佐藤技術課長でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 鳥居技術課主幹でございます。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 鳥居でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 千葉資源推進課長でございます。

○資源推進課長（千葉善一） 千葉です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 足立施設管理課課長補佐でございます。

○施設管理課長補佐（足立淳史） 足立です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 以上で紹介を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成24年11月から平成25年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月6日に、東村山市においては7日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営、また宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れ状況、放射性物質の濃度測定結果等につきまして御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

次に、11月12日に関係市で構成します事務連絡協議会、また15日に管理者会議を開催し、平成24年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。また、1月4日から8日にかけて、平成25年度予算案につきまして、持ち回りで関係市に対して御説明をさせていただいたところでございます。

(2)宮城県女川町の災害廃棄物の受け入れについてでございますが、11月から1月における受け入れ実績は、日数が計56日間、受け入れ量は611トンとなっております。平成24年10月までの受け入れ量と合わせました累計は973トンとなっております。

なお、女川町災害廃棄物の受け入れにつきましては、本年3月をもって終了いたすところでございます。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、今期は14件、1,050人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が11件、1,036人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これも御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において11月8日に例月出納検査が行われました。なお、代表監査委員が新たに選任されたことによりまして、去る12月19日に議会選出の石川監査委員立ち会いのもと、事務引き継ぎが行われております。

次に、6の契約の状況についてでございますが、今期は5件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,376トンで、これは昨年同期と比較いたしまして127トン、0.7%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,482トンで、昨年同期と比較しますと4トン、0.03%の増加でございます。不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,802トンで、昨年同期と比較しますと133トン、6.9%の減少となっております。粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおりでございます。91トンで、昨年同期と比較いたしまして2トン、1.8%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,027トンで、昨年同期と比較いたしまして58トン、2.8%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了し、その後順調に稼働しております。また、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。12月には工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。また、1月には排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、毎月1回、排ガス中の放射性物質濃度測定を、毎月2回、焼却灰等の放射性物質濃度測定を、毎週1回、敷地境界の空間線量測定及び災害廃棄物運搬車両の空間線量率測定を行っております。その結果につきましては、11ページの表11-1から13ページの表12-1に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、10ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却している可燃物等から女川町の災害廃棄物を除いた焼却量

は1万8,034トンでございます。昨年同期と比較いたしまして60トン、0.3%の減少となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

14ページの表12-2でございますが、災害廃棄物の搬入計画量、予定量及び実績量をそれぞれ記載してございます。表13は、災害廃棄物受け入れ後に測定いたしました関係3市の可燃ごみと災害廃棄物の混合ごみの放射性物質濃度測定結果を記載してございます。

続きまして、15ページでございます。(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、11月に定期点検整備補修、12月に破砕機補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表14の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,893トンで、昨年同期と比較しまして131トン、6.5%の減少となっております。

続きまして、16ページの(3)リサイクルセンターでございますが、11月に定期点検整備補修を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表15のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は2,027トンで、昨年同期と比較しまして58トン、2.8%の減少となっております。

続きまして、17ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は女川町分を除くと2,307トンで、昨年同期と比較しますと67トン、2.8%の減少となっております。搬出状況は表16に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分はせずに、RPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表17に記載のとおりでございます。

続きまして、18ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は327キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと32キロリットル、8.9%の減少となっております。表18-1から表18-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、19ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は11月及び1月に貯留槽と受入槽の清掃を実施いたしました。施設は順調に稼動してございます。

次に、表19のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、20ページの施設管理関係の1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は12.6%、テニスコートは17.8%、室内プールは9.7%、浴場施設は9.1%と、それぞれ利用者は減少しております。詳細につきましては、表20-1及び表20-2に記載のとおりでございます。各施設の使用料の収入状況につきましては、21ページの表21に記載のとおりでございます。

最後に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表22及び22ページの表23に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上で、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（遠藤源太郎） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 災害廃棄物についてお聞きしたいと思います。

3月末で当初の予定どおり受け入れを終了するという御報告をいただきました。もう少し詳しく宮城県等からの説明ですとかということをお示しいただきたいと思ます。

それが1点目で、2点目ですけれども、当初2,760トンという受け入れ量、これは最大だという意味だと思ますが、御報告でも1月末時点で1,000トン弱ということですが、現段階での受け入れ量を教えていただきたいということと、あと3月末時点でどのくらいになるかということの予測、見通しですね、その部分の数字を教えていただきたいと思ます。

3点目ですが、この場でも議論をしてきましたけれども、今回の受け入れに当たっては被災地を支援するという観点から意味のあることであったということと同時に、受け入れのあり方については意見として述べてまいりましたが、幾つか課題を残したのではないかと私としては思っております。それで、今後このような大きな震災で広域処理を必要な震災が起り得るということは、東海地方の震災などがもう想定されているところでありますので十分あり得ることと思ますけれども、国や都から今回のような形での協力をどのように今後進めていくのか、その動向を把握されているものがあつたらお示しいただきたいということと、それを受けて今後の広域処理のあり方としてどのようにお考えになつて

いるのかということをお聞きしたいと思います。

災害廃棄物については4点でしょうか、お願いいたします。

それで、厚生施設について1つだけお聞きしたいと思うんですが、少し御報告でも利用者が減少傾向ということが示されておりまして、厚生施設については幾つかこの場でも質問してきましたが、利用者の利便性向上という観点で何か取り組みをされておられますでしょうか。既存の施設をよりよく運営されるというほかに取り組みが必要なのではないかと感じますが、例えば東久留米市の公共施設であるような基本的なサービス、例えばですけども、本当に考えで言うんですけども、ATMを設置してみるとか、あるいは、東久留米市は地域センターに牛乳パックの回収ボックスを置いたり、最近は小型廃家電のボックスを置いたり、またコピーサービスはありましたかね、申し上げたいのは利便性向上に当たって新たな取り組みを何か御検討されているものがあるのかどうか。今申し上げたのは私の考え、一例であって、それでなくてもいいんですけども、利用者の利便性向上について何か新しい試みは考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、御説明いたします。

既に御存じだと思いますけども、災害廃棄物の量につきましては2回の変更がありまして、当初の数量からかなりの減量が発表されました。その内容なんですけども、1回目は津波による木造家屋や立ち木等の大量流失等による減という説明がありました。2回目、今回6万1,000トンになった経緯といたしまして、処理をしていく過程で当初見込んでいた組成の内容が大分変わってきたということを伺っています。当初を見かけで見たところ、1つの山に対して可燃の割合がおおよそ50%と見込んでいた。ところが、やはり雨等によりまして下のほうに土砂がどんどん沈んできた。その結果、可燃物の量としては30%しか見込めなくなったということで、組成の精査をした結果、可燃物が約2万4,000トン少ないことが判明したということです。そのほかに不燃物、可燃物ではないものが4,000トン減りまして、トータルで6万1,000トンになったという経過があります。また、現状ですけども、先週の2月22日現在で1,095トンの搬入があります。

それで、今後の予定なんですけども、今週の25日から3月の22日まで毎日2台、土日は除きますけども祭日の搬入はありまして、毎日2台の搬入で計40コンテナが3月末までに入るようになっております。1コンテナ4トンということでお話を受けていますけども、実際過去の搬入実績から勘案しますと1コンテナ当たり約3.8トンですので、40コンテナ掛ける3.8トンということになりますと、当初の計画のおおよそ45%ぐらいし

か入ってこない数量になります。それで、最終的には1,248トンぐらいの数量を見込んでいる状況であります。

また、広域処理のあり方ということなんですけども、先日2月22日に災害廃棄物受け入れ調整定例会がありまして、これは毎月やっています最後になる回だったんですけども、今回の東京都と多摩が一丸となって広域支援をしたという実績を踏まえて今後の教訓として生かしていきたいということを東京都がおっしゃっておいりました。現状としましてはそういうことでございます。

○議長（遠藤源太郎） 答弁はまだありますか。

○施設管理課長（中村清） ただいまの厚生施設の利便性の向上を何か考えているのかということについてでございますけども、実際の厚生施設はプールがもう27年ほどたっています。お風呂はもう10年ほどたっておる施設でございますけども、いろいろ年度ごとに工夫を凝らしまして、今の形態、形というものがあるところでございます。これ以上何かあるのか、なかなか実際利益、実益と結びつくというのは少し思い立つところははっきり言ってございません。そういたしましても、お客さんからその都度要望書を徴取してありますので、その取りまとめを3月いっぱいで行っているところでございます。なるべくお客さんの要求に沿った形で運営していこうではないかと考えております。

また、小さいことを考えれば、例えばいろいろな自動販売機、お客さんがあれを飲みたい、これを飲みたいというものを事細かくこちらでもチェックいたしまして、自動販売機の機種を変えとか、それから過去に厚生施設の予約の申し込みをするときにパソコンで行える電子予約、ほかの公的な施設がやっていると思いますけども、現在、柳泉園の申し込みは毎月第1木曜日に行っております。テニスコート、野球場、会議室等々を全部やっております、近隣住民の方をメインにやっているところなんですけども、それをわざわざ来ていただくなくてもいいような形づくりということを考えまして、その電子予約化を図りたいという一つの考えもあるにはあります。ただ、正直言いましてまだまだその辺は検討段階でございます、それを実際に行ってしまった場合の弊害といたしまししょうか、どうしてもこの施設というのは近隣住民の方々のためにつくった施設でございますから、あまり広範囲にそれを広げてしまったら実際どうなのか。逆に考えれば近隣住民の方々の利便性の低下といたしまししょうか、かえって逆効果を及ぼしてしまうのではないかとこの考えもございまして、今、そういういろいろなアイデアもあるんですけども、検討段階にあるところでございます。

○助役（森田浩） 何点か補足させていただきたいんですが、広域支援の基本的なあり方ということでございますが、これにつきましては2つの考え方があろうかと思えます。1つは今回のような災害における大規模な広域支援のあり方、またもう一方では近隣あるいは多摩の各施設の改修等による一時的な広域支援のあり方という、この2つを別々に考えなければいけないのではないかと考えております。そのような中で、基本的には三多摩におきましては三多摩の広域支援のあり方の協定が結ばれておりますから、その協定に基づいて実施していくのが基本だろうと考えております。

また、災害における廃棄物の広域支援のあり方につきましては、先ほど課長のほうから、今回の経過を踏まえまして東京都と多摩におきまして今後いろいろ検討していくという考え方を持っております。ただ、柳泉園といたしましては、今回いろいろ実施させていただいた中で課題等も皆無ではございませんので、その辺も反省点といたしまして、今後もし万が一、あっては困るんですけども、あった場合にはそのようなことも踏まえまして検討材料にさせていただきたいと考えております。

それから、厚生施設の利用者の減でございますが、これは今回は特に雪の関係で減になっております。ですから、その原因が、施設の利用の根本的な何か不備があって利用者が減になったのではございませんので、自然現象でございますので、これは今回そういう理由でございます。ただ、利用者の利便を図るという意味ではいろいろ今後も、先ほど課長のほうからありました受付の電子化、パソコンで随時受け付けると、そういう利便性を拡大していきまして、利用者の拡大をまた図っていかねばならないとは考えております。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、1つ忘れていまして。量なんですけども、当初は10万トンあったものが1回目で6万1,000トンになって、2回目の見直しで3万3,000トンになっていくということを言い忘れましてので、伝えておきます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

特に災害発生時に生じる災害廃棄物の広域処理について、国や都から何か方向性が示されているのかということについては、現段階では特にそういうことはないということだったかなと思います。今回の大震災では福島第一原子力発電所の事故と非常に大量の災害廃棄物の発生という、その点は非常に我々からしても想定外の事態であって、これにどう対応するのかというのが非常に難しい課題だったと考えております。今後のことを考えますと、そういうことも想定をして、当然国の仕事になってくるんだとは思いますが、

実際に処理をするのは我々のような清掃施設がするという事に当然なと思いますので、その辺の情報収集ですとか周知はしていただきたいなと思います。

放射性物質等の測定結果についても拝見いたしました。結果的には問題なくというか大過なく受け入れをされている。現状推移を見ますと特に問題がなく3月末を迎えるのではないかなど、同時にそういうふうに願いますけれども、また同時に課題だと申し上げたのは、清掃施設という施設の性格上、住民の皆さんの理解、丁寧な説明という観点では不十分さがあったのかなということは既に申し上げておるところであります。

それで、厚生施設の利便性の向上ということですが、近隣住民の皆さんのためにということからスタートして現在もそうだとということであるのは認識しておりますが、一方で新たな提案、新たな手だてということはいろいろな制約、厚生施設であるという制約もありますし、予算上の制約また人的な制約、いろいろあるとは思いますが、3月には要望書の取りまとめをされるということからありますので、そういうものも踏まえて積極的に利便性向上のために手だてをとっていただきたいと思っております。

○議長（遠藤源太郎） 答弁はなしでよろしいですね。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○6番（安齊慎一郎） 施政方針の2ページのところで人事交流についての記述がございしますが、この人事交流の意義について、申しわけないんですけど、そもそも論のところでお答えいただきたいと思っております。

それから次に、人事管理についてなんです。ここではこの間、新規職員の採用の抑制が行われてきたとなっておりますが、柳泉園組合職員定数条例では管理者の補助職員が59名で議会の職員が6人併任、監査委員の職員が4人併任ということですので、これは59人が定数だと……

○議長（遠藤源太郎） 安齊さん、起立をしてという約束事ですから。

○6番（安齊慎一郎） 失礼しました。59人が全体の合計だと考えてよろしいんですか。それに対して現在は39人ということになっているんでしょうか。この施政方針では、平成25年度は39人となっているんですけども、それでその他再任用2人と嘱託員が6名ということなんです。そのことをまず確認させていただいて、それからあわせてこの職員の場合と再任用職員、嘱託職員の場合の労働条件、給料あるいは賃金等の条件の違いについて伺いたいと思っております。

それから、3ページの不燃ごみ及び粗大ごみの処理のところで、関係市の搬入計画に基づいて平成24年度と比較して952トン、11.2%減の7,563トンを見込んでおると粗大ごみ及び不燃ごみの見込みを述べておられますけれども、これは関係市の搬入計画からそれが根拠だということなんです、大ざっぱに言ってその要因はどのようなものだとつかんでおられるのか、減の見込みの要因を伺いたいと思います。

それから、4点目は女川町の廃棄物の受け入れの関係ですが、これは女川町の廃棄物処理について柳泉園は貢献することができたのかどうか、これをまず確認したいと思います。それからもう1つは、女川町の災害廃棄物の処理状況、全体として今どの程度にまで進んだのか、それから宮城県全体の災害廃棄物の進捗の比率と比較して女川町はどうなっているのかということ伺いたいと思います。

それから、新聞報道だったと思うんですが、記憶なので申しわけありませんが、東京都は、宮城県が今年度で終わって、来年度は岩手県の廃棄物の受け入れをやるという方向が報道されておりましたが、この辺の情報についてはどうなっているのかですね。私は被災地のほうに今かわりがあるので、もし取り組むようなことがあれば万全の体制をとりながら引き続き取り組んでいていただきたいという観点で質問しておりますので、お願いいたします。

それからこの行政報告資料なんです、資源物搬入状況ということで、これは行政報告の8ページですね、昨年同期に比べて58トン、28%減ということで、資源物の場合はこういう移動が激しいのかしらね。この28%減というのが少し大きいなと思ったので、どういう要因だったのか。ただ、資源物ということの関係からいつ出る時出ないときがあったりして、こういう変動というのは常時のことなのかどうか、これを伺いたいと思います。

それから、いつも伺っているんですが、契約の関係で、行政報告資料の契約の落札率を一応全部計算してみました。そうしますとやはり随意契約のところは96.6%とか98.5%とか、それから99.6%とかいう状況で、入札が行われた部分では一応80.4%、これはリサイクルセンターコンベヤベルト交換補修ですね。これは80.4%で、それからし尿処理施設ポンプ関係点検整備、これが81.7%ということで落札率があります。この下のほうの説明で、入札が行われた部分についてですが、「本件は、予定価格を事前公表し、郵便による入札を実施した。」となっていて、それでこの3ページのリサイクルセンターコンベヤベルト交換補修については1件無効となっていますね。それで、最低制限価格を

設けているのかどうかですね。最低制限価格は下回って無効だったのか、それとも何らかほかの理由で無効になったのかですね。無効になった理由がわかれば教えていただきたいと思います。

それからもう一方は、6社のうちの4社が辞退しているわけですね、し尿処理施設ポンプ関係点検整備補修。この辞退というのは向こうが勝手に辞退してしまうからわからないんでしょうかね。そうすると結局競争したのは2社ということになるので、競争の入札に参加しているということがお互いにわからない状態なのかですね。それともお互いにわかる状態なのかですね。いわゆる談合というのが問題がずっと指摘されてから、現場説明というんですか、そういうことが行われなくなっているということがあって、これは郵便による入札ということですので、どこが応札しているのかわからない状況の中でそれぞれが応札してくると。応札した中でこれは辞退しているんですか。この辞退という意味はどういうことなのか、少し教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 大きく分けて6点でいいですね。

○6番（安斉慎一郎） そうです。

○議長（遠藤源太郎） はい。答弁をお願いします。

○総務課長（新井謙二） それではまず、関係市の人事交流について御答弁させていただきます。

関係市におきましては平成10年度から人事交流を行っておりまして、派遣先につきましては企画、財政、庶務、文書や清掃関係に、平成23年度までに合計で11名がそれぞれ3年間派遣をしております。現在は平成24年度から東久留米市へ1名のみの人事交流を行っている状況でございます。今後も東久留米市におきましては引き続き人事交流を行っていきたいと考えてございます。

それから、定数の関係でございます。定数条例におきましては現在59名でございます。現在の職員数におきましては39名でございます。定数条例におきましては現在、再任用職員及び嘱託職員については含まれておりません。

それから、賃金の関係でございます。再任用職員におきましては短期の再任用でございますので、勤務につきましては週4日でございます。この者たちの賃金におきましては月額16万1,280円でございます。それから嘱託員におきましては週31時間以内でございます。賃金は、時給1,590円でございます。

それから、契約関係でございます。行政報告資料の3ページの入札経過の中、株式会社

産機におきましては無効ということでございます。こちらにおきましては予定価格を事前に公表しておりますので、予定価格を上回った応札でございましたので、無効といたしました。それから、4ページの入札経過の中で4社ほど辞退となってございます。こちらにつきましては事前に辞退、また当日、郵便による辞退とそれぞれでございます。それぞれ辞退の理由といたしましては、技術者の配置ができないとか予定価格が合わないとかいう辞退の理由でございます。こちらにおきましては、郵便入札でございますので、一堂に会することは全くございません。あらかじめ指名業者におきましては当組合のホームページから仕様書等についてダウンロードしていただきまして、それから指定期日に郵便局にその入札書を郵送していただくという状況でございますので、全くどの業者が参加されているかということはわかるような状況ではございません。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、女川町のことについてお答えいたします。

まず、柳泉園として貢献できたかということですが、（「佐藤さん、その件ではなくてほかのことを言っていただけないですか」と呼ぶ者あり）すみませんでした。今はなしで。

処理状況ですが、女川町は2月中にはトロンメルによる選別処理が終わり、3月中旬には可燃物の処理は終了すると伺っております。その後、トロンメルの改造をして3月末には不燃物の処理、主に土になるそうですけども不燃物の処理をして、全ての処理を6月中に終了して8月までには片づけ等も終えて土地をお返ししたいということをおっしゃっていました。

また、宮城県全体なんですけども、資料が古いんですが、12月末現在で処理率は48%になるそうです。また、岩手県なんですけども、県全体としての数字は申しわけないんですけども、こちらの手元でございません。市ごとには出ているんですけども、主に混合廃棄物というものがあまして、産業廃棄物処理するものと伺っております。

○管理者（馬場一彦） 女川町に対しての貢献ということでございますが、今ほど担当の課長からも御答弁がありましたように、まず宮城県全体では2012年末現在では48%。これが女川町になりますと8割近い、約77%の処理ができたということだそうでございます。そういった中で先日、2月25日に市長会がございまして、管理者また各副管理者も出席しておりました市長会の席上に宮城県の女川町長さんがおいでになられて、その処理に対しての状況ですとか、県内でも迅速にそういった処理ができたことによって水産加工の工場の建設が今始まり、また今まで災害廃棄物を置いておいたところがどんどんあい

てくるので、そういったところを今後復旧・復興の土地として活用することができるようになったと。これもひとえに東京都をはじめ各市の災害廃棄物を受け入れていただいた施設のおかげであるということの丁寧なお礼と、そして女川町の復旧状況の御説明を頂戴したところでございます。女川町長また町民の皆様挙げてということで、くれぐれも皆様によろしくお伝えいただきたいと。そして、まだまだ復旧・復興という部分では先行きとしては時間がかかるものと思うけれども、今回このような迅速な形で災害廃棄物を処理できたということは非常に復旧・復興には特に町民の皆さんにとっては希望という意味で持てたという趣旨のお話がありました。柳泉園組合としても貢献できたと考えているところでございます。

○資源推進課長（千葉善一） それでは、2点ほど答弁させていただきたいと思います。

1点目の施政方針の中において平成25年度不燃ごみ・粗大ごみが11.2%減になった要因についてでございますけれども、従前から、平成12年度から容器包装リサイクル法、そして平成13年度から家電リサイクル法などの施行に伴いまして、粗大ごみ・不燃ごみにつきましては年々減少傾向となっております。また平成25年度につきましては、平成24年3月に関係市で作成しております一般廃棄物処理基本計画に基づきましてある程度数字をいただいております。また関係市につきましては、市によって目標値というものを掲げていると聞いております。その目標値に基づきまして集計した形で11.2%の減となっております。また、関係市においては市民に対してのPRも含めて、なるべくリサイクルしていただけるような形でPRしていただいたためもあるかと思えます。

あと、2点目でございます。こちらは行政報告の8ページ目の表6の資源物の搬入状況につきまして、28%減になっている主な理由ということでございますけれども、こちらは11月から1月までの3カ月間の集計でございます。基本的には資源物といいますと缶コーヒー、炭酸飲料、ビールなどの嗜好品がメインでございます。ですので、こういった冬場は特に減っている傾向にあり、前年度と比較しますとやはり経済状況の問題もございまして、ある程度嗜好品ということもありますので、季節、経済状況によって多少変動してくるのかなと。特に今回、こちらの表から見ますと、東久留米市の古紙の量が下がっております。それに伴って率といたしましては28%減となっております。こちらの古紙の収集につきましては、市によって全量柳泉園に持ち込んだり、また単独でリサイクルに回したり、ケース・バイ・ケースでございますので、今回このように減った理由につきましては、申しわけございません、分析しておりませんので、詳しい状況につきましてはわか

らない状況でございます。

○議長（遠藤源太郎） 人事交流の意義についてという一番最初の質問があったんですが、それは課長からですか、助役ないし管理者なり。人事交流の意義です。

○助役（森田浩） 人事交流の基本的な考え方といいますか、現状を踏まえまして、以前は3市との交流を行っておりました。ところが、柳泉園の人員が退職に伴って補充をしておりませんので、若い方を交流をさせていただいているんですけども、だんだん該当する人材がいなくなりまして、それで構成市であります3市から1市、東久留米市だけの人事交流に変わっていったということございまして、ですから特に意識的に交流を進められる状況にあって進めてないということではなくて、もう人事交流の経験をした職員がだんだんふえてきまして、新人をとらないから対象がいなくなったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○6番（安斉慎一郎） 人事交流の意義について伺ったのは、なぜできなくなったかということを知っているのではなくて、どういう意義があるのかということのをまず確かめたいと思って聞いたんですけどね。例えば西東京市の職員が柳泉園に来て仕事をする、柳泉園の職員の方が西東京市へ行って仕事をするということによって、それぞれの仕事を理解したり、より効率的だったり、質のいい仕事をそれぞれがやっていけるためにやっているのではないんですか。そのために人事交流というものがあったと思うので、私はそこを確かめた上で、定数が59名で、それで現在が39名と。このところが、弊害と言ったらそうでもないんだと言われるんだろうけれども、あらわれているのではないかとということで確認したいと思って質問したんですが、ここで2回しか質問できないので、もう多分終わりになると思うんですけどね。それが1つですね。

それからもう1つは、週31時間で時給1,590円というのが嘱託職員の賃金であるということですので、これは少し計算していないんですけども、月額にすると幾らになるんでしょうかね。それで正職員と比較した場合、再任用の方は恐らく6割とかなんかになっているんだと思うんですけどね。そういう観点でいくと、今どこでもこういうことをやっているわけですね。西東京市でもそうです。西東京市の場合だと、臨時職員と嘱託員と合計した人数のほうが正職員よりも多いという状況になって、今、西東京市が突出してそういうふうなものが進んでいたんですが、昨年の決算の資料でしたかね、それでいきますと、他市でもそういう状況が進んでいます。どこもそういうふうになっている。それから大企業がリストラをやるということで、どんどん国民の所得が減って、それで消費が冷

え込んでいくという状況があるので、これは柳泉園個体として考えると、正規職員よりも嘱託員のほうが費用が安くて済むから一応経営的にはいいですよということになるんだと思うんです。だけど、全体として景気が低下していくということは、柳泉園の経営にも影響してくることになってくると思いますので、
.....
.....、根本的な考え方を問題提起として申し上げておきたいと思います。

それから、ごみの処理の関係では容器リサイクル法、家電リサイクル法の関係で、この間ずっと減少傾向にあるということで、これはわかりました。

それから、もう1つの行政報告の表6、資源物搬入状況の関係については、まだ分析がそこまで行っていないということ、あるいは経済状況の反映もあるのではないかとということなど、あるいは東久留米市の古紙の関係が大幅に減っているとか、そういうことなどが指摘されましたので、これもわかりました。ありがとうございました。

それから、施政方針の女川町の廃棄物の受け入れの関係で、全体として見れば東京都でやって、多摩関係で7工場ですか。区部でもやっていましたよね。そういう関係でいくとすごく貢献したとは言えないかもしれないけれども、やはり全体として役に立ったということで、そのことが確認できたということでわかりました。どうもありがとうございました。

それから、岩手県のごみについては産業廃棄物ということで柳泉園は対象にならないという意味だと受け取ったんですが、それでよろしいんです。わかりました。

それから、入札の関係ですけれども、これはダウンロードした段階で会社の名前が挙がると考えてよろしいんですか。これはダウンロードしたけれども応札してこなかったということ、あるいは断ってきた、その辺の手続的にこれは一応対応したのが6社で辞退したのが4社ですから、対応しないところはここに名前が挙がってこないわけです。そうすると、ダウンロードしたからこちらとしては把握できるということ、そのように考えてよろしいのでしょうか。それで、ダウンロードしたけれども予定価格が合わなかったとか、技術者が確保できなかったとか、それぞれの理由でもって辞退されたと考えてよろしいのでしょうか。

それからもう1つは、予定価格をオーバーして応札してくるというのは少し不思議だなと思いますけどね。それからもう1点聞いたのは、最低制限価格は設けているのかという

ことですね。これは仕事の中身の質の確保の観点から、最低制限価格というのは私は設けておいたほうがいだろうと思っているんですが、ダンピングとかそういうことも起こさないという関係からいだろうと思っているんですが、最低制限価格は今公表しろと言っている意味ではないので、設けているのかどうかということは最初に聞いたんですが、お答えください。

○議長（遠藤源太郎） 安斉議員、3回質問できますからね。3回できますから。では、答弁をお願いします。

○総務課長（新井謙二） 今回の件に関しましてもそうなんですが、最低制限価格については設けておりません。それから、先ほどのホームページからのダウンロードの件でございますが、以前につきましては入札関係書類または仕様書につきましては組合の窓口配付をしていたんですが、そうしますと配付業者につきましてはやはりわかってしまう状況だったものですから、まず組合が指名する業者におきましては連絡をして、組合のホームページからダウンロードできるようにIDパスワードを指名した業者の者が入力をして、それで関係書類などをダウンロードしていただくような状況でございます。それで、先ほどの辞退の件でございますが、事前に文書による辞退と、それから郵便による辞退という届けでございます。

○6番（安斉慎一郎） わかりました。少し私が勘違いして、これは一般競争入札ではなくて指名競争入札ですね。指名競争入札だから最初から相手の業者はこちらがわかっていると。こちらから連絡して、それで向こうがダウンロードして応札してくると、こういう仕組みですね。ですから、辞退というのはそれぞれのところでいろんな段階で実際にされているということです。わかりました。それで、先ほど申し上げた最低制限価格については、質の確保という観点から必要だろうと思っていますので、安ければ安いほどいいとはならないだろうと思います。ただ、物によるだろうし、いろいろな考え方があると思うので一概にはいかないけれども、時にはこの最低制限価格も設けてきちんとした質の確保ができるようなことも検討していただきたいと思います。

それから、2回目までだと思っていたので、もう1点ですね。では、それで終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤源太郎） 最低制限価格の答弁は要らないんですね。意見でよろしいですか。はい。

では、ほかにございますか。

○1番(細谷祥子) それでは、何点か質問させていただきたいんですが、その前に、女川町のごみの焼却を受け入れていただいて、私は本当にありがたいなと思っております。ふだんの仕事も人員を減らして大変忙しいところにまたそういう御努力をいただいたことには本当に感謝しております。

それで、質問なんでございますけれども、我が市ではごみの有料化を市長の方針として目標に掲げておりますが、いまだ方向性が見えないところでございます。この問題を柳泉園としてはどのようにお考えになるのか、お立場をお聞かせいただきたいと思っております。また、有料化の前に市民の中では、減量化をもっと推進すべきという市民の御意見もございまして、その点についてもどのようにお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目ですけれども、先ほどから厚生施設の利用者の減少に伴う質問が出てございまして、雪のためとか、それから今要望書を取りまとめているというお答えをいただいてあるわけですが、施政方針の中にも費用対効果ということが出てございまして、少しこれは予算のほうに入ってしまうんですけれども、この予算の23ページの中に厚生施設の委託料というのが出てございまして。約7,799万円ですね。それから使用料及び賃借料が93万円ということなんですが、費用対効果ということを目途とされるのであれば、もともとは柳泉園の中での厚生施設というものは焼却を利用してという大きな目的があるとは思いますが、しかしそれでもやはり市民の大事な資産としての厚生施設でございまして、もう少し皆さんにお使いいただけるような努力をしていただきたいと思っております。それで例えば、業務の見直し及び改善という意味ではやはり思い切った発想の転換というものも必要だと思います。それで、要望書の取りまとめということなんですが、実際にはどの程度のものをどういうふうにいただいて、それでその辺のニーズをどういうふうにまとめていくとお考えになっていくのかということについてもお伺いしたいと思います。

それと、同類の施設は新しくいろいろなところで民間でできております。施設はだんだん老朽化するわけですし、しかしランニングコストだってかかるわけですから、その辺について少し考えていただきたいと思います。それともう一つ、先ほどは少し私もわからないんですが、その厚生施設にかかる全体の費用と、それから使用料とか、そういったところの対比というものができるような形で上がってないと、きちんとした改善に至るまでの流れができないのではないかと思いますので、その辺についてどう考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それともう1つは、柳泉園の見学者の推移を見ますと、やはり学校の生徒さんたちがごらんになっていることが多いと思うんですけども、一般の方にももう少し関心を高めていただけるために少し努力をしていただきたいような気持ちがあります。たまたまここは11月から1月の利用の人数ですので、季節的に人数が少ないかと思えますけれども、その辺についてもどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 厚生施設についての先ほどの委託料、使用料は、そういうものがありますよということで、その予算について云々ではなくということによろしいですね。費用対効果の中でこういうものが予算書の中に盛られているんだということですね。

○1番（細谷祥子） やはりその予算書の中にあるかないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） はい。では、答弁をいただきます。

○施設管理課長（中村清） ただいまの議員の御質問に対してでございますけども、業務の見直しを図ったらどうかということなんですけども、それと発想の転換を図れば大幅に業務の見直しが図れるのではないかとということで一番大きなものというのは各市でももうこういうスポーツ施設や公的な施設においてはやられていると思えますけども、やはり到達すべきところというのは我々職員がやる、あるいは嘱託、再任用がやるとかということではなくて、指定管理ということが出てくると思うんですね。それに当たりましては、私どもでもいろいろほかの施設の状況を調査している段階でございます、先ほど申しましたと思えますけど、この厚生施設はあくまでも近隣住民方の、当初はそういう要望があったためにつくられた施設という認識から、本当に広域に広げていったいいものかどうかというのが一つネックとしてございます。そうすればどうしても、今まで自由に使えてきていた施設が、近隣住民においては予約もとれなくなっちゃったのではないかと非常に不便さを感じるということは、確実に起きてくると思うんですね。ですから、その辺が非常に悩ましいところでございまして、どこまで広げていったらいいのかなと、どうしてもそこに来てしまいます。簡単に指定管理にしまえばいいのではないかとということでの発想でしたら本当に、あけてみないと実際わかりませんが、まあとにかく今はほかの施設の状況を調査させていただいているところでございます。実際検討中でございます。

それと、要望書の中でどこまで聞いてあげられるのかということに対してでございますけども、大なり小なりいろんな要望がございまして、すぐにでも行えるような、非常に軽微なものというのはすぐさま私どもの予算内、例えば修繕費を使って行わせていただいております。

るところでございます。ただ、規模的に大きな改修となりますとどうしても予算が伴いますので、それと他に費用対効果を考えてしまいますので、少し難しいところもかなりあるところは正直なところでございます。

それから、厚生施設全体の経費がないということでしょうか。一応私どもでは全体像は把握してございます。収支はいったいどのぐらいなのか、それに対して利益、収入はことしはこのぐらいだったという全体像は把握してございますが、それはどういうことなんでしょう。この予算書の中でそれを明らかにしたほうがいいということなんでしょうか。

○1番（細谷祥子） 最初の質問で……

○議長（遠藤源太郎） 少し待ってください。もう一度後で質問してもらいましょうかね。

○施設管理課長（中村清） はい。

○議長（遠藤源太郎） では、後でもう一回質問してもらいます。申しわけないですね。

○1番（細谷祥子） はい。

○議長（遠藤源太郎） では、そのほかの答弁を。

○助役（森田浩） 1点目の有料化の問題でございますが、有料化につきましては直接的には構成市の考え方に基きまして実施する施策でございますので、それに対して柳泉園が言及することは適当ではないだろうとは考えております。ただ、各市とも有料化に伴ってごみの減量化が図られるということにつきましては、最終処分場の持ち込みが結果として減になりますから、費用対効果の面からおきまして当然必要なことだと考えております。また、直接柳泉園にどのような影響があるかということにおきましては、有料化に伴いまして当然減量、今までの経過を見ますとごみが減量化されてきますので、その減量化されることによって柳泉園としては費用対効果の関係で非常に効率的な運営、節減された中での運営が図られるという意味では望ましいことではないかと考えております。

○総務課長（新井謙二） 見学者の件について御答弁させていただきます。

現在、年間で約3,000人ほど柳泉園には見学に来られておりますが、そのうちの約9割に当たる2,700人ほどが小学生の社会科見学でございます。残りが一般の方でございます。柳泉園組合におきましては、毎月第2水曜日を見学会を設けております。このことにつきましては、組合ニュースやホームページ等でも公表をしてお知らせをしておるところでございます。ただ、現実問題として、毎月行っている見学会につきましては、来ないときもございますし、多いときには10名ほど来られますけども、その月によっては全く来ないという状況もございます。今後におきましてそういったことについては続けてい

きたいとは思っております。

○1番（細谷祥子） 今御答弁いただきました有料化に対しての考え方は、助役にお答えいただきましたことで結構だと思うんですが、今、厚生施設のほうで、少し私はあれっというのがあったんですけども、基本的な考え方が少し私の思っていたことと違うのは、施設を使うということに例えば地域限定ということがあるんですか。逆に、広げるといけないということが根本的にあるとしたら、これは少し公共施設としての考え方から外れるのではないかと思うんですね。ですから、これはぜひ管理者にお答えいただきたいのと、規約の中にこういうものがあるんですか。それも含めてお伺いしたいです。

それと私がお聞きしたのは、費用対効果というところでその使用料が、非常にこれはもう広域です、例えば多摩六都科学館などもやはりなかなか運営上難しいところがあるのかなという気持ちはもう前々からあるんですけども、せっかくの施設ですのもう少し皆さんに御利用していただくという観点からお伺いしているので、別に追及しているとかいうことではないんです。ですから、もう少しやんわりお答えいただきたいと思うんですけども。まず私が少し今こだわるのは、基本的に広域に広げられないというこの考え方は、これは果たしてこれでいいのかどうか、少しきちんとお答えいただけないと困るのかなと思います。

○管理者（馬場一彦） 厚生施設の利用に関してですけれども、表現が非常にこれは取り扱いとしては丁寧にしななければならないと思っていますけども、まず、確かに公共施設といいますから、どなたでも使っていただける施設ということの位置づけで運営しているということは御指摘のとおりでございますけれども、やはりこういった廃棄物を処理する施設という施設特性と、施設を建設した当時の、この施設をここに建てさせていただくに当たっての、厚生施設を設けて地域の方に対しての一定の還元を図っていくという基本的な考えが当時あり、そういった特に近隣の方のいろんな御意見を伺う中でこの施設が成り立ってきているという認識がありますので、確かに御指摘のとおり広く使っていただくということの観点は重要だと思っていますけども、一方で建設時からのそういった歴史的経過といいますか、そういったものもやはりあるということは御理解いただきたいということで、先ほど課長が御答弁させていただいたものであると思っております。確かにこれを多くの方に使っていただき、遠くからも来ていただくような、そういったにぎわいのある施設ということの観点も重要だと思っておりますけれども、一方でそういった歴史的なこういった施設特有の課題といいますか状況があるということもあるので、非常に悩ましい

問題であるという表現を使わせていただいたものであると思っております。詳しくは少し助役のほうからも御答弁させていただいたと思いますが、そういった状況もあるということで、一定の御理解をいただければと思っております。

○助役（森田浩） 厚生施設の性格づけでございますが、過去の歴史を見ますと、厚生施設が建設された経過を見ますと、まず基本的な考え方として、近隣の方々の迷惑施設という位置づけの中で、あくまでも近隣の自治会の皆さんに利用していただくんだというのが第一義的な考え方で建てられたようでございます。ただ、現状を見ますと、例えば近隣の自治会の方々に優先的な利用をしていただくために利用券を毎年配布させていただいているんですが、その利用状況を見ますと大体50%は行かないんです、40%ぐらいでございます。したがって、そういうことも踏まえまして、1人でも多くの方が利用していただくという考え方に立たなければ、今後、費用対効果の面から見ましても適正な管理運営とは言えませんから、その辺は今、私が課長に来年に向けて指示をさせていただいているのは、そういう当初の考え方はありますが、それとは別に、1人でも多くの方の利用者を確保するためにどのような方法が考えられるかということで、その一つの考え方として指定管理者制度を導入できないかということも踏まえまして、その辺は今検討をさせていただいて、多くの方に、利用形態をも含めて少しの転換をしていかなければいけないのではないかと検討をさせていただいているということでございます。

○1番（細谷祥子） 今の管理者からのお答えがございましたけれども、できるまでの当初の経緯はあると思います。助役からお答えいただきました最近の事情はまた違った観点で見つめているというか、方向性をというお答えもいただきましたが、近隣の迷惑とおっしゃいますが、近隣をどこまでと考えるかといいますと、例えば市境にありますから東村山だって東久留米の東部地域から比べればもっと近隣なわけですから、そういうことも考えると。

それからもう1つは、構成市は3つです。それぞれ負担もいただき、お互いに協力しながら運営に携わっているわけですから、そういうことも考えますと、もうその一部の地域だけという考え方は今この時点でどうなのかなと私は思います。それで、今回のこの定例会を皆さんがそれぞれの市で報告するわけですから、これは管理者にもう一度しっかりとした答弁をしていただかないと困ると思うので、もう一度御答弁をそれに関していただきたいですね。今後どう考えていくか、将来的に。

○管理者（馬場一彦） 再度ということでございますけれども、まず公共施設という観点

の利用形態もあるし、今、新しい時代また現時点で捉えた中での将来のあり方をもう少し検討してはどうかということで御答弁させていただいたのは助役が御答弁したとおりでございます。ただ、やはり一つどうしても踏まえなければならないのが、ここはやはり通常各市に例えば公共施設があるということと、そもそもの成り立ちがごみのいわゆる廃棄をするということに関してのいろんな運動や歴史的経過があって、ここに柳泉園を置かせていただいていると。これは近隣地域の今、年に2回、周辺自治会協議会という形の中で各自治会の皆様と協議会を持って、いろいろ御意見また対応策等も頂戴しているところでございますけれども、やはりそういった方たちに対してこういった施設を建てさせていただく際の状況の中で厚生施設というものがあり、使っていただいているという、その歴史的経過また近隣の方の御理解を得てこの柳泉園があるということをやはりここはしっかりと踏まえなければならない観点でございます。でありますので、細谷議員の御指摘している部分として、これから今後のあり方ということについては当然検討させていただきたいと思っておりますけれども、そこにもう1つ、通常の各市が行っているような公共施設と少しこちらの柳泉園の成り立ちというものが違うと、そこはやはりしっかりと踏まえなければならないということも御理解をいただければと思っております。

○議長（遠藤源太郎） いいですか。

○1番（細谷祥子） はい。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第6、議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は平成24年12月31日付で職員2名が退職したことにより、退職手当の予算に不足が生じたので、現予算の総額32億6,180万4,000円に対し、歳入歳出それぞれ5,141万6,000円を追加し、予算の総額を33億1,322万円とし、地方自治

法第179条第1項の規定によりまして、平成24年12月26日に専決処分をさせていただいたものでございます。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明をお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の2ページ、3ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額を調整させていただきました。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2、歳入でございます。

款7繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金、節1職員退職給与基金繰入金5,141万6,000円の増額は、職員退職給与基金を取り崩しまして2名分の退職手当の財源に充当するものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等5,141万7,000円の増額は、説明欄に記載する2名分の退職手当でございます。

次に、款5予備費の1,000円の減額は、本補正に伴う調整分でございます。

続きまして、14ページをごらんください。給与費明細書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第1号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分は、原案のとおり承認されました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年12月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成24年12月26日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、同27日に改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第2号より6枚ほどめくっていただきますと、議案第2号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表がございます。

今回の条例改正につきましては、給与改定に伴いまして住居手当の根本的な見直し及び別表の給料表を改めるものでございます。職員組合とは平成24年12月25日に協定書を締結しております。

それでは、恐れ入りますが、1ページをごらん願います。

第9条の3、住居手当でございますが、支給の対象者を満34歳に達した最初の3月31日までの間にある者で、みずから居住するため住居を借り受けている世帯主に限定し、管理職は支給対象外と改めるものでございます。

次に、第2項、住居手当の月額ですが、8,500円を1万5,000円に改めるものでございます。

続きまして、第21条、勤務1時間当たりの給与額ですが、その算出方法から住居手当を除くものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。附則の関係でございます。

附則の第1項、施行期日は平成25年1月1日からでございます。

次に第2項、期末手当に関する特例措置ですが、今回の給与改定にかかわる公民較差分を解消するため、平成25年3月に支給する期末手当0.2月分を所要の調整分として0.03月引き下げ、0.17月とするものでございます。また、再任用職員におきましては0.1月を0.024月引き下げ、0.076月とするものでございます。

続きまして、第3項でございます。柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部改正で、平成25年3月に支給する助役の期末手当につきましては特例措置の規定は適用せず、0.2月を支給するものでございます。

続きまして、第4項から4ページの第6項までですが、組合独自の給料表を都表への切りかえ時、東久留米市と同様、暫定給料表を設けておりましたが、今回の改正にあわせ、暫定給料表は廃止するものでございます。

続きまして、5ページをごらんください。5ページから14ページまでは給料表の新旧対照表でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（安斉慎一郎） これは東久留米市に準じてということなんですが、東久留米市は東京都の人事委員会の勧告によって行ったのではないのでしょうか。それから、東京都の

人事委員会勧告は、国の人事院勧告にのっとって行われたのではなかったでしょうか。それを確認したいと思います。

それから、これをざっと見るとよくわからないんですが、実際問題としてこれまではほぼ全ての世帯主である職員に支給されていた住居手当が、限定的に34歳に達する日以後増額になった、8,500円から1万5,000円になったのでよさそうに見えるんだけど、これによって住居手当が支給されなくなった職員が多数いるということです。そのことを確認したいと思います。

それからもう1つは、この給料表なんですが、全部調べたわけではないですけど、少し見てみると、やはりこれは改正案のほうが大体において、人によっては上がっている人もいるみたいですけども、下がっているのではないですか。違いますか。例えば、新旧対照表の5ページの1級の方の40号給というのは、これは20万4,500円から20万5,700円に上がっているんだけど、例えば——これは全部上がっているのかな、私がさっき見たときは下がっているように思ったんだけど。上がっているんでしょうか。これはただ、改正だ、専決処分だ、はい、賛成、反対というわけにはいかないので、中身をちゃんと確認したいので。これは上がっているんですか下がっているんですか。この間、西東京市の職員のこういう関係の人事委員会勧告に基づく住居手当の変更とかがありましたけど、給料のほうはたしか下がっていると思ったんですね。それから、期末手当が0.20から0.17に下がったということです。これも下がっているんですね。全体としてどうなっているのか、少し確認したいんですが。

それともう1つは、柳泉園には歴史を見ると職員団体というんですか、職員組合というんですかね、職員団体があると。そこの話し合いとか協議は調っているのかどうかですね。それも確認したいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、御答弁させていただきます。

今回の給与改定につきましては、東京都人事委員会勧告に準じまして東久留米市におきましても同様に一部を改正されたところでございます。柳泉園組合の給与体制におきましては東久留米市に準じておりますので、その東久留米市の内容に従いまして今回改正されたところでございます。

それから、今回の改正に当たりましては、給与につきまして公民較差分として0.32%の減でございます。この給与につきましては、大きなところでいきますと住居手当の見直しによりまして、今まで柳泉園組合の例で言いますと月額8,500円支給していたものが、

今回の見直しによりまして現状ではゼロという状況でございます。それからしますと月額におきましては住居手当においても8,500円はもう減となっているところでございます。そのはね返り分といたしまして給料表を少しアップをしております。こちらにつきましては各市も当然同様な措置でございます。

それから、職員組合との関係でございますが、専決処分をする前に昨年12月25日に協定書を締結してございます。

○議長（遠藤源太郎） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

○6番（安斉慎一郎） 議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてについて、賛成の立場で討論を行います。

この改正によって、住居手当が多数の職員にとっては月額8,500円減になると。そのはね返りとして給料表の見直しもあったところですが、公民較差の解消ということで職員全体として考えた場合には0.32%の減になっていると。そのほかにも、期末手当の分も0.20月から0.17月に減になっているということでもあります。これは波及的には、国の人事院勧告に基づいて東京都の人事委員会勧告に基づいて、東久留米市が決めたことに基づいて、準拠してこういう専決処分がされたということではありますが、そもそも人事院勧告は公務労働者からスト権を奪ってしまったということの代替として人事院勧告によって官民較差、当時は民のほうが高いという状況があったものですから、それを勧告してその較差解消をするということが本来の目的であったはずであります。いまだに公務労働者のスト権が回復されていないもとで減額の人事院勧告をするということについては、到底認めることができないものであります。ただ、職員組合との自主的な交渉の中で妥結しているということでもありますから賛成いたします。

○議長（遠藤源太郎） 順序が逆になってしまったんですが、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、ほかに賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、原案のとおり承認されました。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（遠藤源太郎） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第8、議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額33億1,322万円に対し、歳入歳出それぞれ2,392万6,000円を減額し、予算の総額を32億8,929万4,000円とさせていただくため御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に決算見込み額が現予算額より大幅に増または減となる歳入予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記

載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金62万4,000円の増額は、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金を国債で運用したことによる利子でございます。

続きまして、款5諸収入、項2雑入、目1雑入は1,490万円の増額でございます。その内訳といたしまして、節1の資源回収物売払は缶やペットボトルの売り払い単価が下落したことによる売払収入860万円の減、節3の電力売払は契約単価が大幅に上昇したことにより、売払収入2,350万円の増が見込まれることによるものでございます。

続きまして、項3受託事業収入、目1受託事業収入3,945万円の減額は、女川町での可燃性の災害廃棄物が減少したことにより、災害廃棄物の受け入れ量が1,182トン程度となる見込みで、当初の計画量2,760トンに対し、1,578トン減となることによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費62万5,000円の増額は、説明欄に記載する各基金の運用利子積立金でございます。

次に、款5予備費の2,455万1,000円の減額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第3号、平成24年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（遠藤源太郎） 「日程第9、議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ30億657万3,000円で、前年度に比べ9,299万8,000円の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成25年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号資料、平成25年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。御配付させていただいた資料の一番最後に添付しているものでございます。

本資料は、平成25年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。

本資料におきましては、議案第4号にも関連がございますので、負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、議案第5号資料の9ページをごらん願います。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算で算出しております。

続きまして、10ページをごらんください。平成25年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず平成25年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費から差し引きいたします。

1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引き、清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担につきましては、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分の負担をしているものでございます。

次に、2は公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は3市に共通する経費として、議会費、総務費の報酬及び積立金並びに厚生施設に係る経費でございます。

3は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬、積立金及び厚生施設管理費を除く総務費と予備費の合計でございます。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成23年度のごみ搬入実績量の割合でそれぞれ算出いたします。

次に、し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成23年度のし尿搬入実績量の割合でそれぞれ算出いたします。ごみ分及びし尿分で算出した東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に、4は東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京市の平成23年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、11ページをごらんください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表でございます。財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計で表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成25年度の繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、6の表は平成25年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算と題した書類をごらん願います。

それでは、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ2,311万5,000円、1.2%の減でございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べ97万8,000円、1.6%の増でございます。こちらにおきましては、各施設の使用料は説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、項2手数料、目1ごみ処理手数料は前年度に比べ665万円、1.5%の減でございます。減の理由は、各市が計画された私車の搬入量が、前年度に比べ175トン減となったことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の231万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の4,635万9,000円は、職員退職給与基金を取り崩し、定年退職者2名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ8,300万円、21.9%の減でございます。減の主な理由は、缶やペットボトルの資源回収物及び回収鉄の売払収入が減となったことによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ2,979万3,000円、11.6%の減でございます。減の主な理由は、節1の資源回収物売払で、缶及びペットボトルの売り払い単価が下落したことにより、前年度に比べ売払収入が2,218万9,000円、13.7%の減によるものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ5,214万7,000円、38.8%の増でございます。増の主な理由は、節3職員手当等で、任期満了に伴う助役の退職手当及び定年退職者2名分の退職手当でございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目2総務管理費は前年度とほぼ同額でございますが、平成26年度に職員1名の採用を予定しておりますので、本年度は試験問題の作成から採点までを行う業務として、節13委託料に職員採用試験委託、12万円を計上しております。

次に、目3施設管理費は前年度に比べ448万7,000円、10.3%の減でございます。減の主な理由でございますが、20ページ、21ページをごらんください。

節11需用費の修繕料で、クリーンポート内の自動火災検知装置等の点検整備補修費の減及び節13委託料で、庁舎管理業務委託の業務内容を見直したことによる減でございます。

次に、目4厚生施設管理費は、前年度に比べ865万7,000円、6.2%の減でございます。減の主な理由でございます。22、23ページをごらんください。

節13委託料で、業務内容の見直しや契約実績を考慮し積算したことにより、厚生施設管理業務委託及び浴場ろ過器保守点検委託が減となったことによるものでございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ1,150万2,000円、4.3%の減でございます。減の主な理由は、昨年12月に職員2名が退職したことによるもので、1,674万8,000円の減でございますが、職員2名減の対応といたしまして、新たに嘱託員2名増として、節1報酬の嘱託員報酬が524万6,000円増となっております。

次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べ1,958万8,000円、2.3%の減でございます。減の主な理由でございますが、節11需用費の修繕料で、クリーンポートの定期点検整備補修費が2,432万円減となったことによるものでございます。一方、節13委託料は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理及び運搬委託が684万1,000円増となります。こちらにおきましては、旧工場で使用していたPCBが含まれる高圧コンデンサなど8台の処分を、国が指定する処理施設に処理を委託する費用でございます。

続きまして、26、27ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ2,369万1,000円、12.0%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費が1,923万6,000円の減で、消耗品費の破碎機部品代の減、修繕料では、破碎機補修費及び粗大ごみ処理施設の定期点検整備補修費の減、また節13委託料では455万9,000円の減で、不燃物処理量の減に伴いまして、不燃物再利用委託費の減、廃乾電池の処理単価減による廃乾電池処理業務委託費の減でございます。

次に、目4資源管理費は、前年度に比べ1,025万5,000円、8.1%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費が1,015万9,000円の減で、修繕料のリサイクルセンターびん系列の補修費が減となったものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。

目5し尿管理費は、前年度に比べ143万7,000円、2.9%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費の修繕料で、ポンプ関係の点検整備補修費の減でございます。

次に、款4公債費、項1公債費は、元金、利子を合わせ6,010万9,000円、5.8%の減でございます。減の理由は、平成9年度クリーンポート建設初年度に借り入れた起債の償還が終了したためでございます。

次に、款5予備費は前年度に比べ500万円、2.7%の減でございます。減の主な理由は、予備費には私車処分費精算予定額として1億6,245万7,000円が含まれており、その精算予定額が減となったことによるものでございます。なお、純然たる予備費といたしましては約2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、30ページをごらんください。30ページから33ページまでは給与費明細書でございます。その内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、34ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。本調書に記載されている事業は長期継続契約の条例制定する前の事業で、その内容につき

ましては記載のとおりでございます。

次に、35ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。その内容につきましては記載のとおりでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○7番（中村清治） 7番中村です。委託料についてお聞きをしたいと思います。

それぞれの業務別に委託料がかなり多く予算計上されておりますけれど、この委託契約に当たって、どのような手続とどのような方法によってこの金額を予算化しているのか、その点についてお聞きします。

それともう1つは、行政報告の資料の中にもありますけれど、契約の内容が、やはり機械の特性とかいろいろなことがありまして随意契約が多いわけですが、指名競争入札と随意契約の予定価格に対する落札金額がどのくらいのパーセントで落ちているのか、それが今までのさまざまな随意契約があるわけですが、どの程度のところに、資料的にこの契約については何%で一応落札したと、随意契約をしたと。それから逆に、指名競争入札とか、その点については一応、工事費の予定金額がありますけど、それに対しての落札金額が予定金額の何%になるのか。その辺までの資料というか、これまでの経過が整理されているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務課長（新井謙二） まず先に、委託料の積算の関係かと思いますが、それぞれ各課におきまして予算計上をしておりますが、基本といたしますのは平成24年度の契約実績、これはまず考慮させていただきます。それから各委託におきましては、それぞれその委託に該当する見積書などを徴取して、積算担当のほうでは積算しているのが基本でございます。

それから、落札時の関係でございます。本行政報告資料におきましては、郵便入札によるものでございます。郵便入札ですと大体80%から85%の範囲となっております。そのほかのものにつきましては、現在一覧表としてはございませんが、そういったデータとしては当然とってございますので、お時間をいただければすぐには提出させていただくことは可能でございます。

○議長（遠藤源太郎） 資料請求しますか。

○7番（中村清治） 急な質問ですから、まあ今回ではなくて結構ですから、ある資料は

次回に提出していただければいいかなと思いますけど、今の答弁で随意契約の落札というか、その辺がかなり予定金額の上限に近い数字で出ているように私はこの資料からは見えるんですけど、その点についてももう一度答えていただきたいのと、見積もり合わせと言いますけれど、いろいろな委託契約ですね。私どものこの予算を見るに当たって、結局見積もりをとってどのくらいの水準で、では委託契約を結びますというところが見えてこないです。それは当然250万円以上というのが随意契約の金額等がありますけれど、行政報告の資料は契約の状況で250万円以上と書かれておりますけれど、それ以下のものもあるのかなとは思いますが、もう少しこれは、透明性ではないですけど、やはり結局1回契約すると、これは臆測で物を申してはいけませんですけど、機械の保守点検なんかは多分1社が落とすとそのままずっと継続した形で保守点検をしていくと思うんですね。そのときに、ではこの保守点検料というか、その金額が本当に適正なのか、もしかするとA社よりB社のほうが値段を低価にすることができますよということもあると思うんですね。

ですから、やはりもう少しこの契約をするに当たって、この価格が本当にいいのかなというのは、競争入札ならわかりますけど、随意契約というのは表に出てこないではないですか。だから、そこをやはり精査していく時代にもう来ていると思うんですね。それは当然担当するところの係の職員の人たちも、まあ私たち組合の議員ですから私たちも勉強しなければいけないけれど、当然直接担当する方々のそういう細かいところでの知識の上積みというか、やはりしていかなければならないと思うんですね。そうしないと、これは言葉は悪いですけど、ある程度言いなりの契約に陥る可能性が十分あると思うし、そのような状況が続いてきて、臆測で物を言っただけではいけないですけど、高価かもわからない。ですから、その点について、今後の取り組みに当たってどういう方向性をお考えか、お伺いします。

○総務課長（新井謙二） 契約の方法でございますが、今回の行政報告の中で報告させていただきました随意契約でございますが、こちらにおきましては1社特命の随意契約でございますが、その理由につきましては予算資料の中で記載をしておるところでございますが、まず第一におきましては設計・施工会社、この会社でしかできないということの理由で随意契約をしております。それから、積算の段階で2社以上見積もりをとるところにおきましては、必ず指名競争入札で対応しております。

また、長期継続契約が条例化されたことにより、今回、7件でございます。そちらの資料におきましては予算資料を、恐れ入ります、平成25年度一般会計予算資料でございます。

す。14ページに記載しておるものでございます。その上段におきましては今までに行った長期継続契約、その下におきましては今年度予定されている長期継続契約でございます。基本的には、まず2番、3番、4番、それから6番、7番につきましては業務委託でございますので、3カ年の長期継続でございます。そういったことによって経費ができるだけ安くなるような形でこういった長期継続契約を進めている状況でございます。

○7番（中村清治） 確かに行政報告のこの数字を見ると、例えば粗大ごみの処理施設の件で2ページで、予定価格が415万8,000円に対して409万5,000円、これは随意契約ですね、6万円ぐらいの金額の差しかないんです。次のページでは予定金額が337万円に対して270万9,000という、これは当然競争して入札するからこういう数字が出てくると思うんですね。ですから、何回も言いませんけど、今私が言いましたように、そういう価格差というか、そこに競争の原理が入ってこないと思うんです。やはりこれからは、それがもし入ってこなければこちらの頼むほうがやはりその体制を整えて、本来この価格が適正なのか、いや、もっと違うのではないかという議論ができるような体制に持っていかないとなかなか大変だと思います。もし自分たちでできなければそういう会社に頼むという方法もあるわけですね。適正な見積もりを本当にしているのかなど。そういう会社がありますから、そういうところにやはり出していくとね。それに今度現場はそういうことを一緒に考えながら、経験を積みながら自分たちで精査できるような体制にしていかないと、やはり特殊な機械だからこういうものはこういう一つの会社しかできないんだからというところで押し切られてずうっと来ているわけでしょう。こういう言い方はいけないけど、現実にそうだと思うんです。もうこういうふうな形の随意契約と委託という問題に対しては、やはりこちらも理論武装ではないけど、していく時代だと思います。

それと、資料提供なんですけれど、よろしく。今、私が申しあげましたように、随意契約のものと今までの委託に当たっての見積もり等、名前まで出さなくてもいいですけど、ABCでも何でもいいですけど、こういうものを見積もり合わせしたよという形で出していいただければ、もっときちんとわかるような予算書になってくると思うんです。こういう言い方は失礼ですけどね。でも、やはり私たちは組合に関する議員ですから、そこを精査して予算を賛成だ反対だという判断をしているわけですから、そこを要望して終わります。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤源太郎） 中村議員、今の資料請求ですけども、随意契約の場合と指名競争入札になっているものの一覧表みたいなもので比較できる一覧表のようなものがあればと

ということね。それはどうですか、皆さん。ここの今の席ではすぐ出るかどうかは。後日
でいいですか、変わってしまう可能性もあるんですが。次の人たちでもいいですか。
(「まだあるもの、可能性が」と呼ぶ者あり) そうですか、はい。ではそれを見越しまし
て。

では、資料を用意していただくということでよろしいですか。皆さん、今、中村議員か
らの要望ですが。

○6番(安齊慎一郎) 今の件なんですけども、中村議員は業者名とかを書かなくてもいい
とおっしゃいましたけれども、私はもう既に出ているものだからちゃんと業者名も書いて、
落札率もちゃんと計算したものを書いて出していただいたほうがわかりやすいと思いま
すので、そのようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(遠藤源太郎) では、それはできるものだったらやっていただくということで、
資料を出していただくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長(遠藤源太郎) では、事務局のほうで精査していただければと思います。

ほかに質問はありますか。

○2番(梶井琢太) 少し施政方針にも重なるんですが、大きく4点ほど伺いたいと思いま
す。

まず、クリーンポートについてなんですけど、大規模改修等具体的な整備計画を検討さ
れるということなんですけど、まずそれをいつごろまでに計画書を出されるというか、報告
するのかというのが1つと、もう1つは施設整備基金の積立金も当然かかわってくる問題
だと思うので、そういった計画はどうなっているのか。例えば25年度残高が4億
8,000万円で、前回の議会だと全体でクリーンポートの整備に24億円ほど必要になる
という御答弁もあったと思うので、かなりの乖離があるものですから、この辺をどうして
いくのか。あと最後は、これに伴う負担金にはどのように反映して、どういうふうにか
れから推移していくのかについて、現時点でわかっている、ある程度の予測がつくことが
あれば教えていただきたいと思います。

2点目がクリーンポートの運営のあり方なんですけど、前議会で3班体制を予算編成の
中でも検討していくという御答弁があったと思うんですが、その運営のあり方について
検討の結果を教えていただきたいと思います。

大きい2番目が、施政方針にもあった不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画について、こ

れはいつごろまでにまとめるのかと、課題があるとすればどういうものがあるのかについて教えていただきたいと思います。

あと、大きい3番目が、先ほどから議論がありましたが、職員の採用計画の問題で、来年は年齢構成に配慮した人員確保のために1名採用するということなんですけど、恐らく退職者の関係があるかと思うんですが、そうすると次の採用はいつごろに見込まれるのかというのをまず伺いたいと思います。

それで、大きい4点目が、今の入札の問題とも関係があるんですけど、長期継続契約、今資料14ページの話が出ましたが、これに関してコストが安くなる方向というのが前提ですけど、これからその契約をふやすような何か事業といいますか、項目はあるのかどうか。逆に、先ほどの中村議員のお話と重なりますけど、入札に移行すべきではないかと。そういった議論も当然あってもしかるべきかなと、見直しをかけてもいいのかなと思うんですが、そういったものがあるのか、あるいは検討をこれからされていくのかについて伺いたいと思います。

あともう1点、ことし契約する7件の長期継続契約について、予定価格とか予算の金額が出ていますけど、これはやはり財政が厳しいし、各市の負担金もやはり各市の財政が厳しいですから抑制していかないといけないということで、少しでも契約金額のできる限りの抑制は交渉の中でされているのかなと。金額の交渉はしたのかということを確認したいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 答弁をお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） クリーンポートの大規模改修について御答弁させていただきます。

クリーンポートの大規模改修に関しましては、一応5カ年の計画でおおよその金額等ははじき出してありますが、これについては毎年実施していますクリーンポートの定期点検整備補修の結果を踏まえ、調整しながら時期について検討していきたいと思っているところでございます。

それと、5カ年で計画しているんですけども、来年度の予算には反映されていないんですが、定期点検整備補修その2というのが行政報告の中でも出ていましたが、その中で発電機がもう使用開始してから12年経過しまして、そろそろ検査しなければいけない時期ということで検査を実施いたしました。試験項目が、1が絶縁抵抗、2が誘電正接、3が交流電流、4が部分放電、この4項目に関して試験をいたしました。

その結果が、1から3に関しては異常がなく正常だったんですけども、4の部分放電試験において判定基準を大きく上回る絶縁劣化が発生していることが判明いたしました。これは10月に検査したんですけども、平成25年度の当初予算には間に合いませんでした。正式な報告書が出たのが12月の半ば過ぎで、その後、業者との打ち合わせをしていて、おおよその金額が出たのがつい先日でありましたため、平成25年度の当初予算には計上されていませんが、平成25年の次の定例会に補正等で直す方向で報告させていただきたいと思っております。すみません、大規模改修のほかにそういうことがあるということでお伝えしておきます。

○資源推進課長（千葉善一） それでは、粗大ごみ処理施設の更新についてお答えしたいと思います。

不燃ごみ及び粗大ごみの搬入状況につきましては、先ほど説明させていただきました容器包装リサイクル法とか家電リサイクル法などがございまして、関係市の担当の方から市民に対しての周知方、大変苦勞されているかと思えます。PRもございまして、年々そういった搬入量につきましては市民の方々の御理解もございまして減少傾向にございます。また、これから平成26年4月に向けまして、今回新たに小型家電リサイクル法が完全施行といった形でまた関係市の方がいろいろ御苦勞されるかと思えますけども、関係市も小型家電リサイクル法に向け、柳泉園も何らかの形で考えなければいけないなどは思っております。ただ、こういったことにつきましては、数値としてすぐ減という形にはなかなか結びつくのが難しいものがございますので、やはりある程度関係市と調整を図りながら、ごみの搬入量は一、二年、当然減少してきます。この間、3月に一般廃棄物処理基本計画を作成させていただきましたけども、新たに今回小型家電リサイクル法が入ってきましたので、少しまた修正がかかるのかもわかりませんが、そういった意味では多少は搬入量の減も考えられます。

そういったことも踏まえまして、関係市と調整をとりながら、この粗大ごみ処理施設の更新につきまして、建てかえがいいのか、もしくは大規模な改修がよろしいのか、それともリサイクルを含めまして、当然補助金の関係もございまして、リサイクルを併設した形での施設づくりなど、そういったいろいろなパターンがございますので、どれが一番よろしいのか、市と調整をしながら進めてまいりたいと思えます。

○総務課長（新井謙二） それでは、施設整備基金の計画でございますが、こちらにおきましてはやはりクリーンポートの大規模改修工事の計画が出てございませんので、今のと

ころ計画としてはございませんが、毎年決算剰余金の半分につきましては施設整備基金へ積み立てさせていただいております。

それから、負担金の予測につきましても、やはりクリーンポート内部の改修工事ということが出てございませんので、こちらにつきましても予測はしてございません。

それから、長期継続契約の今後の考え方ということでございますが、今回におきましては5件の委託業務におきまして3カ年の長期継続契約を考えてございます。そのほか考えられます長期継続契約といたしましては、リサイクルセンターの運転管理業務委託、それからクリーンポートの運転管理業務委託等が今後考えられるところでございますが、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○助役（森田浩） 少し順不同になって大変申しわけございませんが、補足も含めまして答弁させていただきます。

クリーンポートをはじめといたします大規模改修の計画とその財源確保、基金を含めまして、どのような計画でということ御質問がございましたが、先ほど課長から、クリーンポートの大規模改修につきましては24億円ぐらいというのが前回の議会での、後で私も答弁させていただきましたが、何年に何億円とかその詳しい内容は今検討してございます。まだ年次計画というのは出ておりませんが、大体の耐用年数等を考えますとそのぐらいの改修が必要だろうということで今捉えております。その財源をどうするかということにつきましても、また時期的な問題につきましては、いずれにしましてもまず柳泉園組合として第一に考えなければいけないことは、急激な各市の負担金の増ということは、避けなければいけないと思っております。その中で、ではどうするかということになりますと、現在の予定ですと今後二、三年で大きな起債の償還が終わります。そうしますと年間6億円ぐらいの減になりますから、その財源をいかに改修で活用していくかということで、不足する分につきましてはまた議会の中で御審議いただいて基金を取り崩すということで対応して、その結果、負担金を急激にふやさないと、前年と大体同様の負担金で予算を組ませていただきたいと思いますと考えております。それが大体基本的な考えでございますが、具体的に何年にどういう事業というのはまだ計画が立っておりません。

それから、新規採用でございますが、時期は何年ごろ採用するのかということなんですけども、これも現在、平成26年度に1名ということで計画を立てているんですけども、その後におきましては一番に考えなければいけないことは、クリーンポートの委託化をいかにしていくかということですね。そうしますと、現在クリーンポートにかかわっており

まず職員は、正規職員が14名かかわっておりますから、その中で定年退職が何年度に何名というのは当然わかりますから、その退職者の兼ね合いと、あと委託の費用の関係のバランスを見まして、その時期を踏まえまして採用もいろいろ考えていかなければいけないと考えておりますので、今のところ平成26年度以降の職員採用計画というのは、はっきりした年度は捉えておりません。

○議長（遠藤源太郎） どうですか。長期契約のそれが長期的な抑制についての考え方かというのがありましたよね。

○2番（梶井琢太） クリーンポートの3班体制について。

○議長（遠藤源太郎） クリーンポートの運営のあり方ね。今、3班。それは委託の検討を持っている……。

○2番（梶井琢太） 3班体制の形では今……。

○議長（遠藤源太郎） もう一回質問してくれますか。いいですか。もう一回答えてもらうからね。

では、どなたが。クリーンポートの運営、3班体制でやっていますでしょう。その今後のあり方みたいなことなんですけど。助役、答弁をお願いします。

○助役（森田浩） クリーンポートの今後の管理運営ということ、委託を含めた運転管理はどのような形で考えているかということでございますか。

○議長（遠藤源太郎） 少しやりとりがだめだから。

○助役（森田浩） そうですね。大変申しわけございません。

○議長（遠藤源太郎） もう一回質問してもらいましょう。随意契約の契約金額の抑制についてというところで、その辺はどうですか。

○資源推進課長（千葉善一） それでは、こちらの平成25年度の一般会計予算資料の14ページにございます長期継続契約の予定一覧表でございます。

こちらは資源推進課といたしましては、6番目の粗大ごみ処理施設運転業務委託、そして7番目のし尿処理施設運転業務委託、こちらは来年度で3年間の長期継続契約を予定しております。実際に3年間契約させていただきますので、業務内容につきましては当然今まで3年間やってきたことも踏まえまして、継続する部分、新たに変更する部分、いろいろございますので、それを検討しながら現在契約されている会社に、こういった仕様書でどうなりますかという形で一応1回見積書をいただきます。また、そういった出せる会社にも一応お願いをして見積もりを徴取し、当然参考にしながらある程度ベースをつくっ

た上で、うちの施設管理課の営繕担当がございますので、そちらのほうに資料といった形でお渡しさせていただいております。そこで積算していただきまして、ある程度の金額が固まった段階で予算金額といった形で計上させていただいております。3カ年契約とさせていただきますので、諸経費とかそういった面では当然率も下がりますので、メリットは大きいと思います。ただ、3年間ということをお前提にしておりますので、やはり仕様書につきましては再検討を進めながら、担当部署の職員で再検討しながら綿密に当然調整しないといけませんので、そういったいろいろな部分で金額につきましてもいろいろと合わせながら調整して、計上させていただいたところでございます。

○2番（梶井琢太） すみません、多岐にわたってしまって。御答弁ありがとうございます。

まず、少し確認をもう一回だけさせていただきたい部分は何点かあるんですけど、要はクリーンポートの具体的な整備計画については、今のところまだ計画が立っていないから、資金計画だとか負担金の見込みも予想が立てられないということだったんですが、いろんな方面に関係してくる問題なので、やはりある一定の具体的な整備計画を早期に、例えば今年度中に作成する必要があるのかなと思うんですが、その点についてももう一回見解を伺いたいと思います。

クリーンポート運営のあり方については、今御検討中だったりすると思うんですけど、これも早期に全体のあり方とか、人員体制にも密接にかかわってきますので決めていただいて、後段の職員の採用計画にも関係しているということですから、この辺を早目に固めていただいて、退職者の方はこれから多くなるという記述もあるし、確かに年齢構成に配慮した組織づくりというのは一方で必要なことですから、これに関してもなかなか難しいことだと思いますけど、やはり一定の採用は私は必要だと思うので、これもある程度計画的な予測というか計画というか、そういったものは立てたほうが私はいいと思いますので、これはこれからまた検討をお願いしたいと思います。

長期継続契約については、金額の交渉は一応されているということですので、なるべく抑制する方向で、業者さんにとっては厳しいでしょうけど、柳泉園組合の関係市もやはり財政的に厳しいので、その辺の交渉はしっかりとさせていただきたいなと思います。だから、再質問は2点ほどになるのかな。

○議長（遠藤源太郎） いいですか。クリーンポートのことが2点でよろしいですね。

○助役（森田浩） クリーンポートの管理運営体制でございますが、現在職員2班、委託

2班でやっております。そのクリーンポートの管理運営の今後のあり方につきまして、職員で検討委員会を設けまして一定の方向は出ております。その中では何らかの形で職員が1班かかわるのが一番管理としては適正だろうと。全て4班とも委託することについてはあまり好ましくはないのではないかと、検討委員会の中ではそうまとまったところがございます。それで、どのような形で職員がかかわるのかというのは、班として丸々1班がそこにかかわるのか、それとも技術的な面だけを見るようにそこにかかわっていくのかというところがまだ細かいところは出ておりません。ですから、その辺は今後の中で詰めていかなければ最終的なクリーンポートの運営のあり方というところまでは行かないのではないかと、なるべく早い時期にその辺をまとめませんと職員配置の関係で職員採用の関係、またいろんな人事管理に関係してきますから、その辺も含めてまとめていきたいと思っております。

それから、先ほどの職員採用でございますが、確かに年齢構成等を考えますと今後の採用の必要性は感じております。ただ、柳泉園組合が今後全体として組合の管理運営としてどのような体制を、組合として最終的な姿というのはどういうものなんだろうということを、今それも含めて検討しております。それには先ほど少しお話しさせていただいたクリーンポートのあり方が、どういう姿が一番適正なんだろうとか、そこに職員が直営でかかわっていくのか、またこちらの事務職がどういう体制で何係を残せばいいのかとか、その辺も全部組織の改正も含めまして検討しておりますから。その辺はあわせて最終的な姿が見出せるのかといったら今のところ少しお答えできませんけども、考え方としてはそういう形で早い時期にいろいろな面から検討して、なるべく早い時期に議会のほうに報告させていただきたいと思っております。ただ、それには3市の関係等もございますから、その辺も含めまして調整させていただきたいと思っております。

○議長（遠藤源太郎） クリーンポートの整備計画の作成についての見解を伺いたいという、そういうのもありましたよね。

○助役（森田浩） 整備計画は全体の金額も含めまして、どこどこを整備しなければいけないと現段階で見えるところは、いろいろ拾い上げたその数字が項目で24億円ぐらいかかりますよということなんですけども、ただそれを何年度にどういうふうに年度割して改修していくのか、整備していくのかということについてはまだ整備計画ができておりません。先ほど少し答弁させていただきましたが、細かく5年程度のスパンで考えていきたいとは思っていますが、あそこを開いてみなければ——開いてみなければというのは少し

言葉が悪いんですけども、大規模改修で炉をとめて中を見ないとわからない点がいっぱいあるわけですね。そうしますと、炉をとめたときに、中に入って、ここも必要だということがいろいろ出てきますから、その辺を含めて改修計画を立てていきたいとは思っています。ただ、それがいつ、どういう、何年度にどこをどうやるというのは、なるべく早い時期には出したいと思いますが、それはまだ財源とのかかわりもありますし、その辺を含めて、財源確保をどう図っていくかということも含めてまたなるべく早い時期にお示ししたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） 答弁はもうよろしいですか。いいですか。

○2番（梶井琢太） はい。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

○6番（安斉慎一郎） 予算書の17ページの御説明で退職手当について、定年退職者2名分が計上されているという御説明でした。そうしますと昨年末に2名が普通退職されて、今度は予定として2名減るということになって、新規採用を平成26年度に1名ということで、年齢の構成なども考えながらやっていくんだという御説明で、私は先ほど・・・発言をいたしましたけれども、その・・・部分を少し削除していただきたいんですね。少しあまり評価できないなと思ひましてですね。というのは、定年と合わせて4名減ったのに採用は1名ということです。昨年末の分については嘱託員を2名補充するという事です。一応2名だけど、嘱託員の場合は全然福利厚生から何から含めまして職員にかかる待遇とは全然違いますからね。そういう点でなぜ1名なのか。2名が普通退職して、さらに来年度の予算の中でもう2名というのはわかっているわけだから、そうしたら少なくとも原状を回復するような人数にするとか、どうしてそういうことが考えられなかったのかというのが不思議な気がしております。少しその辺を御説明いただきたいと思います。まあ嘱託で間に合うのだという御答弁かなと思いますけれども、御答弁をいただきたいと思います。

それから、契約についてです。実は、私のところに随意契約について手紙が来ていたんです。大分前になりますけどね。それはお名前も書いてあったし、若干のことも書いてありましたけれども、確たる資料としてそれを信じて質問するというわけにはいかない範囲にとどまっていたので、その手紙については持ち出さないで、ただ随意契約について質問したりしてきましたが、せっかく資料を提出していただくのであれば他の清掃工場——多摩だけでもいいと思うんですけども、似たような発注の関係で随意契約になっているかと

か、あるいは競争入札になっているかとか、そういった資料が、少し手間暇がかかることなんですけども、議会としてはわからないんです。随意契約というのはどうもあれだよと言われても、技術的にはもうこれはここしか無理なんだと言われれば、自分たちが自宅のことで何か頼んだりするときも、結構そんなにいつも見積もり合わせとかしているわけはありませんから、大体あそこに継続して頼んだりしているということもありますからね。一概に随意契約がいけないとは思いませんけれども、そういう資料がもし、他の清掃工場のものもあわせて提出していただけるとありがたいので、これは後で議長に諮っていただきたいと思います。

それから、指名競争入札についてももう一度聞きたいんですが、指名競争入札の業者というものは公表されているんでしょうか。そのことをお答えください。

それから、一般競争入札、これは何か大変らしいですね。一般競争入札にしてしまうと事務的な手続が大変になってしまうと。それで西東京市などでは、他市でもそうかもしれませんが、制限つき一般競争入札で一定の条件をつけて制限したところで一般競争入札するという形でやっておりますので、そういうことなどの検討はしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

それからもう1つは、先ほどの柳泉園組合のホームページからダウンロードして郵送で応札してくるというやり方ですね。これは何と言うんですか、こういうシステムというかやり方は。よく電子入札というのを聞くんだけど、私は実際にやったことがないので、電子入札というのはホームページからダウンロードしてそれに入力したものをまたインターネットで柳泉園に応札という形で、電子でもって返ってくるのか、それが電子入札なのか。それとも電子入札の1種類というか、電子入札というのは郵送も含むのかですね。その制度が少しよくわからないんですけども、その辺もお答えいただきたいと思います。

○助役（森田浩） 1点目の職員の退職とそれに伴う採用計画ということでございますが、まず現在、私どもの柳泉園で一番大きな課題として捉えておりますのは、クリーンポートの管理運営をどういうふうにしていくのかということは今一番重要課題として考えております。ということは、具体的には委託化をどのような形で進めて、効率的な財源的にも節減を図れるような体制に整えていくことがまず一番だろうと考えております。そのために、退職者に見合う職員の採用をしてしまいますと、委託化が少しおくれるわけですね。そうしますと、早期の委託化を考えた場合には、なるべく退職者に伴う職員の採用は控えまして、そのかわり業務に支障のない形で嘱託職員とか再任用職員の活用を図って、そこに充

用していくという何らかの形で当面は対応し、退職者がある程度出た段階におきまして、なるべく早い時期にクリーンポートの委託をしていくということがありますので、どうしても退職者イコール職員採用とは考えてはおりません。ただ、業務に支障が出ないような形で職員の採用は嘱託なり再任用で行っているのが現状でございます。

○総務課長（新井謙二） 指名競争入札の関係でございますが、こちらの業者につきましては、入札後であれば指名された業者は公表しておりますが、入札前には一切公表はしておりません。

それから、制限付きの一般競争入札でございますが、当組合におきましてはその要綱がございます。過去に第二工場の解体と緑化整備工事、あわせてたしか7億円ほどの工事がありました。こちらにつきましては制限付きの一般競争入札で行っております。その要綱におきましては、工事金額が1億5,000万円以上の案件については制限付きの一般競争となっておりますので、この金額を下げれば該当する案件が出てくるかもしれません。

○議長（遠藤源太郎） 安斉議員、先ほど随意契約について他の清掃工場についての資料があったら出してほしいというのがありましたよね。あれはなかったら別にいいわけですか。

○6番（安斉慎一郎） あるんですよ。それはどこの清掃工場だっていろいろ契約しているわけだから。ただ……

○議長（遠藤源太郎） もらえるかどうかということですか。

○6番（安斉慎一郎） 仕事は煩雑になりますしね。それをどんなふうに分類して議会に提出するかというのは少し難しいと思いますので、日常の業務とそんな大変な仕事を願いますのわけですから、少し気が引けることは引けるんです。ただ、わからないんです。これは随意契約ですよ、随意契約しかありませんよと言われたら、我々は、ああそうですかと言うしかないの、そこところがよその工場でどうなっているか。同じような仕事を競争入札でしているところがあるのではないかということなども知れば、お互いにいいのかなと思っているんですけどね。そういう意味で後で諮っていただければと思っているので。理事者側でどうしても出せないというのであれば、そんな大変なことまでできませんということであれば、少しやむを得ないかなと思いますけど、そのぐらいやってもらったほうが要するに透明性という点ではいいのかなとは思っていますけど。

○議長（遠藤源太郎） どうですか、その辺は。

○助役（森田浩） 担当としましても、その辺は他の施設も参考にしているいろいろ勉強していかなければいけないというのは当然ありますから、その辺も含めまして可能な限り、全て要求どおりお答えできるかどうかわかりませんが、他の施設にお聞きするところはお聞きして、可能な限りの資料は作成し、改めて議会のほうに提出させていただきたいと思います。

○議長（遠藤源太郎） それでは皆さん、どうしますか。先ほどの資料請求と同様に、今の安斉議員の資料請求もあわせていただくということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、そのようにさせていただきたいと思いますので、事務局においてよろしくをお願いします。

それから、安斉議員、先ほど職員の採用計画等々、人事管理について評価を削除してほしいということだったんですが、今答弁をいただくと、必ずしも人員を減らしてそのままというわけではないので、それでも評価……

○6番（安斉慎一郎） それだけではないですよ。

○議長（遠藤源太郎） ……部分、その部分だけ削除すればいいですか。

○6番（安斉慎一郎） はい。

○議長（遠藤源太郎） わかりました。では、その部分については議長において精査させていただきます。

安斉議員、3回目。

○6番（安斉慎一郎） クリーンポートの管理運営の早期委託化ということで、先ほど梶井議員にもお答えになったことなんですけども、これは既定の路線なんですか。委託化になった場合に委託先において、そこで働く方々の労働条件等については、ここでは職員の方々の問題については議題になって出されてきますよね。議会の監視の目が届かないところに行ってしまうという問題があったり、委託先においてワーキングプアが発生するということとかですね。ここでも例えば嘱託員とかそういう方々が、本当に生活が職員の方々と同じようにはいかないというのがわかるわけですけど、大変厳しいだろうなと思うわけですね、先ほどの条件を聞いてみても。ですから、そういうことでいいのかというのがあるんですね。ですから、先ほど何か助役の御答弁の中で、検討委員会の中で委託化すべきではないという意見もあったと御答弁になっているわけですけど。

だから、既定の路線があるというんだったら何を検討しているのかということになるわ

けで、検討しているんだったら検討しているように、検討中は現状です。委託化というのは、すっかり柳泉園としてクリーンポートの管理運営は委託化するんだということは議会も含めてはっきりと意思決定されていることなんですか。そうでなければ、やはり今回の予算とこの人員配置計画については検討し直すべきだなとも思いますけども。

○助役（森田浩） クリーンポートの委託の必要性とといいますか、どのような、今議員から御指摘があったような位置づけになっているのかということですが、現在、柳泉園で各事業、施策を行っているわけですが、全面委託になっていないのはクリーンポートだけなんです。それで、基本的な考え方としましては、民でできるものは民でという大きな考え方を持っているわけですね。では、民でできるものは民でというその根底にあるものは何かといいますと、財源をなるべく少なくして効率的に行うというところがあるわけですね。そうしますと、現在なぜクリーンポートの委託を進めているかといいますと、根底にそういう考え方があって進めているわけですが、その委託について全面的に委託してしまっているのかと。例えばそこに柳泉園の職員が何らかの形で委託の中にかかわることが必要であろうということで、そういういろんな意見が出ていると。それで、それには組織的にどういうふうに委託し、それをどういう形で職員がかかわっていくことが一番適正なのかということですね。例えば、言葉は悪いんですけど、丸投げで全部委託することは決して好ましい委託の方法ではないというある程度の一つ方向づけが出ているものですから、その辺を柳泉園の職員がかかわっていく中でいかに委託化が進められていくのかということとを今検討しているということでございます。

○議長（遠藤源太郎） はい、終わりです。でも、それで理解してください。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がありましたら、まず反対討論からお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） では、賛成討論を。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第4号、平成25年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）では、反対討論ですか。（「いや、賛成です」と呼ぶ者あり）では、賛成討論をお受けします。

○6番（安斉慎一郎） 議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本予算の中で、定年退職者の退職金2名分が計上されております。これは昨年末に2名が普通退職をして、来年度（平成26年度）は平成24年度に比べると職員が4名減になると。その手当としては、嘱託員を補充するという施政方針もございましたが、この職員を、今の御説明によりますと、クリーンポートの管理運営を早期に委託化していく上で、ただ、今検討しているのは、委託化のあり方をめぐってどのように柳泉園組合の職員が関与するかというその関与の仕方をめぐって今検討しているのであって、委託化を進めていく上で必ずしも退職者が出たから職員を補充するということにはしていないのだという御説明でありました。

私はそもそもこういう公共機関の業務について、経費の節減ということを目的にしながら委託化を進めるということについては慎重であるべきだと、むしろあまり賛成できないという立場でありますので、このことを申し上げて、ただ全体としては、この構成3市の市民のためのごみの処理を進めるという大切な仕事をしているための予算でありまして、これは全体としては評価している問題ですので、賛成をするものであります。

○議長（遠藤源太郎） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠藤源太郎） ないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤源太郎） 挙手全員であります。よって、議案第5号、平成25年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで、職員をして平成25年柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付させていただきます。

暫時休憩といたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（遠藤源太郎） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 遠 藤 源太郎

議 員 村 山 順次郎

議 員 石 塚 真知子